

you
me

第64回 定時株主総会招集ご通知

2024年3月1日▶2025年2月28日

開催要項

おからだの不自由な株主さま、
または障がいのある株主さまへ

ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等をお手伝いさせていただきますので、運営スタッフにお気軽にお知らせください。

日時

2025年5月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
(末尾会場ご案内図をご参照ください)

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

【目次】

■ 招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	4
■ 株主総会参考書類	6
〔添付書類〕	
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	48
■ 計算書類	50
■ 監査報告書	52

株式会社 **イ ｽ 三**

証券コード 8273

(証券コード 8273)

2025年5月12日

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社 **イズミ**

代表取締役社長 町田 繁樹

招集ご通知


株 主 各 位

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト	https://www.izumi.co.jp/corp/ir/fi_shareholder.html	
東京証券取引所のウェブサイト	Show</td><td>	

上記のウェブサイトへアクセスいただき、当社名（イズミ）又は証券コード（8273）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年5月27日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月28日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
(末尾会場ご案内図をご参照下さい)

3. 目的事項

報告事項

1. 第64期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

以上

-
- ※当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ※議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ※書面交付請求された株主さまへご送付する書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
- ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- ※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

オンデマンド配信（事後配信）のご案内

本株主総会終了後、その一部についてオンデマンド配信（事後配信）を行います。

招集ご通知

1 当社の指定する以下のウェブサイトアクセスしてください。

配信日時 2025年6月2日（月曜日）から2025年6月30日（月曜日）まで

配信URL <https://jp-service.qumucloud.com/view/u4SIUIE2clEzB32zzDi6nD>
当社ウェブサイト（上記URL）にアクセスのうえ、
「第64回定時株主総会オンデマンド配信」を
クリック（タップ）してください。



2 再生ボタンをクリック（タップ）し、ご視聴ください。

〈ご注意〉

- 配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ご使用の機器や通信環境によっては、映像・音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- インターネット接続・利用に関する費用は、株主さまのご負担となります。
- オンデマンド配信用動画の撮影に際し、ご出席の株主さまの容姿が映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

6 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



開催日時
2025年5月28日（水）
午前10時

- 議決権行使書用紙を、株主総会当日に受付にてご提出ください。
- 議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使はいずれも不要です。

郵 送



行使期限
2025年5月27日（火）
午後6時

- 議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご記入いただき、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等



行使期限
2025年5月27日（火）
午後6時

- 次ページのご案内に従って、パソコンまたはスマートフォン等から、議決権行使期限までに賛否をご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について  **0120-652-031** (9:00 ~ 21:00)

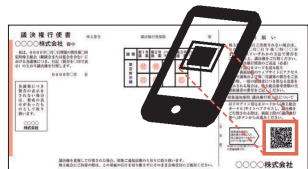
その他のご照会  **0120-782-031** (9:00 ~ 17:00
土日休日を除く)

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

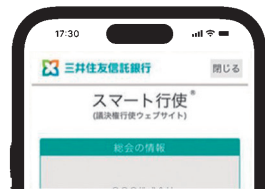
インターネット行使期限
2025年5月27日（火）18時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限 2025年5月21日（水）18時まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主さまより議案に関するご質問を事前に承ります。いただいたご質問の中で株主の皆さまの関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて取り上げさせていただきます。上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

※いただいたご質問に対して、個別に回答はいたしませんのでご了承ください。

議決権の重複 行使について

- ①議決権行使書（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ②インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

注）一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

議決権の賛否 について

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

機関投資家の 皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

議案及び参考事項

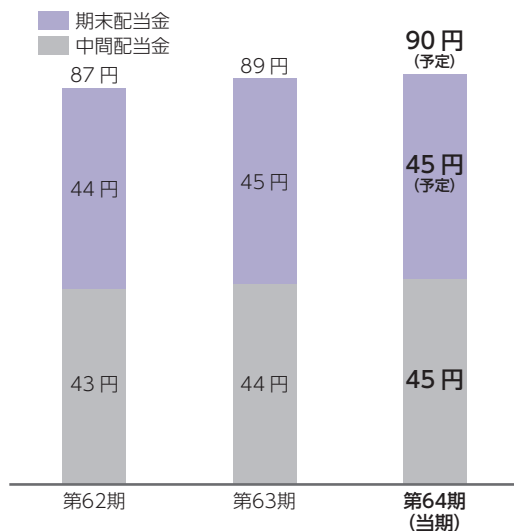
第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図りつつ、株主の皆さまに対して、配当性向30%以上及び累進配当を行うことを定め、安定的な配当を継続していくことを重視しています。2025年2月期の期末配当につきましては、当期及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、上記方針に基づき1株当たり45円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金（1株につき45円）を含めた1株当たりの年間配当金は90円となります。

① 配当財産の種類	金銭
② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき45円 総額 3,219,931,575円
③ 剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年5月29日

【ご参考：1株当たり配当金の推移】



1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

当社の女子ハンドボールチーム「イズミメイプルレッズ広島」を運営する子会社を設立し、スポーツ事業を通じて、当社の経営理念に基づき、地域社会への貢献、並びに、地域住民の皆様及び当社従業員の健康促進を図り、地域コミュニティの活性化に寄与するため、事業目的に「ハンドボールチーム及び関連事業全般の運営及び管理」等の関連項目を加えるものであります。

(2) 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更

当社の定款において、従来は取締役社長が株主総会及び取締役会の招集権者及び議長として定められておりましたが、会社運営の柔軟性向上を図る観点から、取締役会の決議により、当該招集権者及び議長を定めることができるように変更するものであります。これにより、経営判断を迅速かつ適切に行う体制を整えることを目的としております。

(3) 取締役任期の変更

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

(4) その他の変更

字句の修正他、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分)

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(19) (省略)</p> <p>(20) 一般乗用旅客自動車運送業、一般区域貨物自動車運送業及び倉庫業</p> <p>(21)～(25) (省略) (新設)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(26) 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(19) (現行どおり)</p> <p>(20) 一般乗用旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業及び倉庫業</p> <p>(21)～(25) (現行どおり)</p> <p>(26) <u>ハンドボールチーム及び関連事業全般の運営及び管理</u></p> <p>(27) <u>スポーツ施設の運営及び管理</u></p> <p>(28) <u>スポーツを基点とする地域振興に関する事業</u></p> <p>(29) 前各号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。当該選定された取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長) 第21条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第21条 取締役会は、<u>取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。当該選定された取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>

第3号議案

取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役8名全員は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 やまにし やすあき 山 西 泰 明	代表取締役会長	17回/17回
2	再任 まちだ しげき 町 田 繁 樹	代表取締役社長	16回/17回
3	再任 やまにし だいすけ 山 西 大 輔	取締役副社長	17回/17回
4	新任 たはら ひでき 田 原 英 樹	専務執行役員管理本部長	—
5	新任 あおき たかゆき 青 木 孝 幸	常務執行役員開発本部長	—
6	再任 にしかわ まさひろ 西 川 正 洋	社外 独立 社外取締役	17回/17回
7	再任 やの いずみ 矢 野 泉	社外 独立 社外取締役	12回/13回
8	再任 あおやま なおみ 青 山 直 美	社外 独立 社外取締役	16回/17回

候補者番号

1

やまし やすあき
山西 泰明

(1946年7月31日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月 当社入社
1981年 5月 当社取締役
1982年 5月 当社常務取締役
1984年 4月 当社専務取締役
1988年 5月 当社代表取締役専務
1991年 5月 当社代表取締役副社長
1993年 3月 当社代表取締役社長
2025年 4月 当社代表取締役会長（現任）

■ 所有する当社株式の数 1,971,833株

【取締役候補者とした理由】

山西泰明氏は、代表取締役社長として、また、本年4月からは代表取締役会長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、経営全般に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえにおいて、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

まちだ しげき
町田 繁樹

(1967年4月23日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社
2010年 8月 当社住居関連品部長
2013年 6月 当社執行役員九州ゾーン部長
2014年 2月 当社執行役員衣料品事業部長
2020年 4月 当社上席執行役員衣料品事業部長
2020年11月 当社上席執行役員経営企画部長
2021年 5月 当社取締役経営企画部長
2022年 3月 当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2023年 3月 当社取締役副社長
2025年 4月 当社代表取締役社長（現任）

■ 所有する当社株式の数 18,967株

【取締役候補者とした理由】

町田繁樹氏は、営業部門統括の副社長として、また、本年4月からは代表取締役社長として、重

要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、営業部門及び経営企画部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえにおいて、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やまし
山西

だいすけ
大輔

(1979年9月25日生)

再任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005年 8 月 当社入社
- 2010年 5 月 当社大竹店店長
- 2012年 2 月 当社SM事業部長
- 2016年 3 月 当社呉店支配人
- 2017年 9 月 当社総務部長
- 2019年 2 月 当社中央事業部長
- 2020年 3 月 当社執行役員中央事業部長
- 2021年 3 月 当社執行役員業務プロセス改革本部長
- 2022年 3 月 当社上席執行役員管理本部長
- 2023年 3 月 当社上席執行役員経営企画本部長
- 2023年 5 月 当社取締役経営企画本部長
- 2025年 4 月 当社取締役副社長（現任）

■ 所有する当社株式の数 743,083株

【取締役候補者とした理由】

山西大輔氏は、経営企画本部長として、また、本年4月からは営業部門統括の副社長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、営業部門等での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえにおいて、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4 田原 英樹 (1968年8月25日生)

新任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年4月 (株)住友銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行
- 2020年4月 同行執行役員広報部長
兼(株)三井住友フィナンシャルグループ
執行役員広報部長
- 2022年4月 同行執行役員コーポレート・アドバイザー本部副本部長
- 2024年5月 当社専務執行役員管理本部長 (現任)

■ 所有する当社株式の数 2,378株

【取締役候補者の選任理由】

田原英樹氏は、管理本部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、大手金融グループの広報部門等での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社のブランド価値の向上、人的資本経営や財務戦略の強化など、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえにおいて、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5 青木 孝幸 (1967年7月18日生)

新任



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年4月 住友商事(株)入社
- 2019年10月 同社不動産投資開発事業部長
- 2024年4月 当社常務執行役員開発本部副本部長兼テナント本部長
- 2025年4月 当社常務執行役員開発本部長 (現任)

■ 所有する当社株式の数 1,839株

【取締役候補者の選任理由】

青木孝幸氏は、開発本部副本部長として、また、本年4月からは開発本部長として、重要な業務執行及び経営の意思決定を行ってまいりました。同氏は、大手商社の不動産投資開発部門での豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、当社の不動産投資戦略の強化及び新規開発プロジェクトの推進など、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すうえにおいて、経営の重要事項の決定や業務執行に関する監督等の役割を遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

にしかわ
西川

まさひろ

正洋 (1948年12月9日生)

再任

社外

独立役員



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年 4月 西川ゴム工業(株)入社
1979年 6月 同社取締役
1981年 6月 同社管理本部副本部長
1985年 3月 同社専務取締役
1986年10月 同社代表取締役社長
2006年 6月 (株)ウツミ屋社外監査役 (現任)
2017年 6月 西川ゴム工業(株)代表取締役会長
2023年 5月 当社取締役 (現任)
2025年 4月 西川ゴム工業(株)取締役会長 (現任)
(重要な兼職の状況)
西川ゴム工業(株)取締役会長
(株)ウツミ屋社外監査役

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外取締役候補者とした理由、職務を適切に遂行できると判断した理由及び期待される役割の概要】
西川正洋氏は、グローバルに自動車用部品等を製造販売する西川ゴム工業(株)の取締役会長として、企業経営に関する豊富な経験及び実績を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意見や助言をして、当社の業務執行の監督を適切に遂行しております。

当社とは業種の異なる製造業の分野において、同氏がこれまでに培ってきた企業経営者としての知見は、当社の品質及び安全管理や生産性向上等に資するところが大きく、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

やの いずみ
矢野 泉

(本名：谷口 泉) (1967年4月14日生)

再任

社外

独立役員



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1996年4月 広島修道大学商学部講師
 - 1997年4月 広島修道大学商学部助教授
 - 2001年4月 広島大学生物生産学部助教授
 - 2002年4月 広島大学大学院生物圏科学研究科准教授
 - 2015年4月 広島修道大学商学部教授 (現任)
 - 2020年4月 広島修道大学副学長
広島修道大学ひろしま未来協創センター長
学校法人修道学園理事 (現任)・評議員
 - 2022年4月 広島修道大学学長 (現任)
 - 2023年6月 広島信用金庫理事 (現任)
 - 2024年5月 当社取締役 (現任)
- (重要な兼職の状況)
- 広島修道大学学長・商学部教授
 - 学校法人修道学園理事
 - 広島信用金庫理事

■ 所有する当社株式の数 一株

【社外取締役候補者とした理由、職務を適切に遂行できると判断した理由及び期待される役割の概要】

矢野泉氏は、広島修道大学学長として、組織運営に関する豊富な経験と幅広い人脈を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意見や助言をして、当社の業務執行の監督を適切に遂行しております。

同氏は、広島信用金庫の理事となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、農水産物を中心とした食の流通について造詣が深く、当該知見は当社の食を鍵とする今後の事業発展等に資するところが大きく、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1989年 4月 (株)東芝 入社
 - 2000年 4月 (株)イーライフ入社新規事業開発部長
 - 2004年 6月 (有)スタイルビズ設立 同社代表取締役 (現任)
 - 2005年 6月 ケンコーコム(株)社外取締役
 - 2012年 6月 ケンコーコム(株)社外取締役退任
 - 2017年 3月 (株)千趣会社外取締役
 - 2021年 5月 当社取締役 (現任)
 - 2022年 3月 (株)千趣会社外取締役退任
 - 2022年 8月 アスクル(株)社外取締役 (現任)
- (重要な兼職の状況)
- (有)スタイルビズ代表取締役
アスクル(株)社外取締役

■ 所有する当社株式の数 100株

【社外取締役候補者とした理由、職務を適切に遂行できると判断した理由及び期待される役割の概要】
青山直美氏は、Eコマース等のコンサルタント業を営む(有)スタイルビズの代表取締役として、消費者目線のマーケティング等において豊富な経験及び実績を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場から意見や助言をして、当社の業務執行の監督を適切に遂行しております。

同氏がこれまでに培ってきたESG視点を含む知見は、サステナビリティ、IT活用、資本政策、人材育成における女性活躍に係る施策等に資するところが大きく、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西川正洋、矢野泉及び青山直美の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、西川正洋、矢野泉及び青山直美の各氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第 427 条第1項で定める同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を填補することとしております。取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、西川正洋氏、矢野泉氏及び青山直美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社の取締役に就任してからの年数 (本総会終了の時まで)
- 西川正洋氏の当社の取締役に就任してからの年数は、2年であります。
矢野泉氏の当社の取締役に就任してからの年数は、1年であります。
青山直美氏の当社の取締役に就任してからの年数は、4年であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役久永英明氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ひさなが ひであき
久永 英明 (1961年1月11日生)

再任



■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2004年6月 当社遠賀店店長
2008年7月 当社丸亀店支配人
2010年11月 当社高松店支配人
2012年10月 当社中央・山陰ゾーン部長
2013年4月 当社東広島店店長
2014年3月 当社博多店支配人
2014年7月 当社倉敷店店長
2017年9月 当社カイゼン推進部部長
2021年6月 当社夢彩都支配人
2023年3月 当社監査役室参与
2023年5月 当社監査役（現任）

■ 所有する当社株式の数 350株

【監査役候補者とした理由】

久永英明氏は、会社業務全般に渡る豊富な知見を有し、当社のガバナンス体制の深化に寄与するとともに、社外監査役及び会計監査人と相互に積極的な情報交換及び緊密な連携を図り、実効性の高い監査を行っており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、久永英明氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、その契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。

以 上

スキルマトリックス

<当社取締役・監査役の知見・経験のある分野 (●) 及び期待する分野 (○) >

氏名 役職	企業 経営 ・ 経営 戦略	変化 への 対応力	小売業 経験	商品 開発 ・ MD	出店 戦略	財務 会計 ・ ファイ ナンス	ガバナ ンス ・ リスク 管理 ・ 法務	人事 労務 ・ 能力 開発	ESG ・ サステ ナビリ ティ	IT ・ DX 推進
山西 泰明 代表取締役	●	●	●		●		●	●	●	○
町田 繁樹 代表取締役	●	●	●	●	●	●	○	○	●	○
山西 大輔 取締役	●	●	●	○	○	●	○	●	●	○
田原 英樹 取締役	●	●			○	●	●	●	●	○
青木 孝幸 取締役	○	●			●			●	○	
西川 正洋 社外取締役	●	●				●	●		●	
矢野 泉 社外取締役	●	●	●	○			●		●	
青山 直美 社外取締役	●		●					●	●	●
久永 英明 常勤監査役	○	●	●	●			○		○	
堀川 智子 社外監査役	●	●				●	●	●	●	
岡田 弘隆 社外監査役						●	●			

※上記の一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などを背景に、景気は緩やかに回復してきました。一方、原材料高やエネルギー価格上昇、円安などに起因したインフレの長期化により、生活必需品に対する消費者の生活防衛意識が一段と高まっています。さらに、採用難や各種コストの上昇など、小売業界における経営環境は依然として見通しにくい状況が継続しています。

このような状況の下、当社グループは、経営理念「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」に基づき、「暮らしやすく、人口が増えるまちづくり」に長期的視点で取り組むことを掲げ、第二次中期経営計画（2021年4月に策定、2023年4月に戦略及び計画数値をアップデート）にて定めた戦略を推進してきました。

成長戦略では、出店計画を絞り込み、既存店活性化投資とM&A・アライアンスによる新たな事業領域の拡大へと振り向け、オーガニック成長+インオーガニック成長による長期ビジョン実現を目指していきます。これらにスピーディーに対応するため、5月にM&Aや新規事業を管轄する「投資推進事業部」を副社長直轄組織として配置するとともに、外部専門人材を登用するなど組織体制強化を図ることで、一段と推進力を高めました。

5月に、株式会社サンライフ（大分県大分市）を完全子会社化しました。同社は地域密着型の食品スーパーとして、長期にわたり小商圈における存在感を維持しています。既存店舗網の空白地帯である大分市内を中心に4店舗を運営しており、新たな市場への参入、市場占有率の向上等、エリア戦略の前進に寄与するものと考えています。

6月、株式会社マルヨシセンター（香川県高松市）との資本業務提携契約に基づき、四国エリアにおける商品仕入や物流及びシステム統合を開始しました。これにより、四国エリアにおける業務プロセスの効率化、コスト削減を実現するとともに、迅速かつ正確な物流・配送体制を整備することで、お客さまへのサービス品質を高めてまいります。

8月、連結子会社の株式会社ゆめマート熊本（熊本市東区）は、株式会社西友（東京都武蔵野市）が九州エリアにおいて展開する食品スーパー事業を会社分割（吸収分割）により承継しました。今後、福岡県を中心にこれまでよりもさらに

強固なドミナンスを形成し、スケールメリットを生かした仕入の実現や販促、物流の効率化を図っていきます。また、承継対象事業の保有する効率的なオペレーション等のナレッジを活用し、当社グループの既存SM事業に取り入れ、収益力の高い「新規SM事業を創造」することにより、全体の収益性を高めてまいります。

また、「サステナビリティ基本方針」に基づき、環境KPI達成に向けた取り組みを着実に進めてきました。サステナビリティの状況等の詳細につきましては弊社サステナビリティサイトをご参照ください。

サステナビリティサイト

<https://www.izumi.co.jp/sustainability/>

なお、6月に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を公表しました。資本コストや資本収益性に係る当社の現状を分析・評価するとともに、改善に向けた取組み方針を策定したものです。詳細につきましては、下記URLをご参照ください。

<https://www.izumi.co.jp/corp/ir/pdf/2024/0704news.pdf>

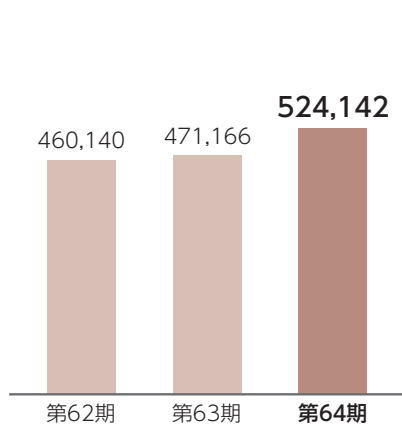
主力の小売事業においては、2024年2月15日に発生したランサムウェア感染によるシステム障害の影響により、複数の不具合が生じました。商品供給面では、発注システムに支障をきたし、一部商品の提供が困難になる不具合が生じました。販促・サービス面では、各店舗の折込みチラシ、「ゆめアプリ」のアプリクーポン、ECサイト「ゆめオンライン」及びネットスーパー「ゆめデリバリー」などのサービスを一時休止しました。これらへの対応を進め、5月1日にはシステムを復旧させ、一部を除きサービスを正常化させました。以降は、ランサムウェア感染被害の影響により減少した客数の回復を図るべく、対応を進めました。コスト面では、電力料金などの高騰に備え費用低減を図るべく、全社的取り組みとして電力使用量の削減を図る一方で、新規出店、既存店のリニューアル、M&Aへの成長投資を積極的に推進してきました。

また、ランサムウェア感染被害を契機とし、「創造的復興」をテーマとしてグループを挙げて業務プロセスを見直し、より高い生産性を追求する体制の整備を進めています。

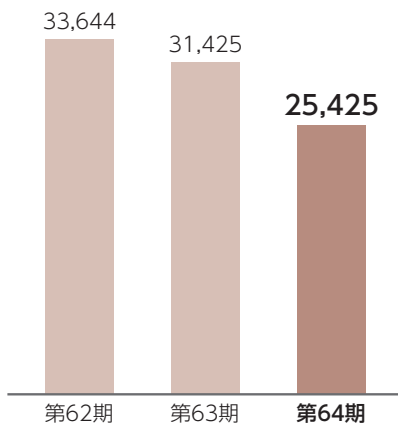
これらの結果、当期の営業成績は以下のとおりとなりました。

区 分	金 額	前 期 比
営業収益	524,142百万円	11.2%増
(内 売上高)	(467,345百万円)	12.4%増
(内 営業収入)	(56,797百万円)	2.3%増
営業利益	25,425百万円	19.1%減
経常利益	25,708百万円	20.5%減
親会社株主に帰属する当期純利益	11,919百万円	41.8%減

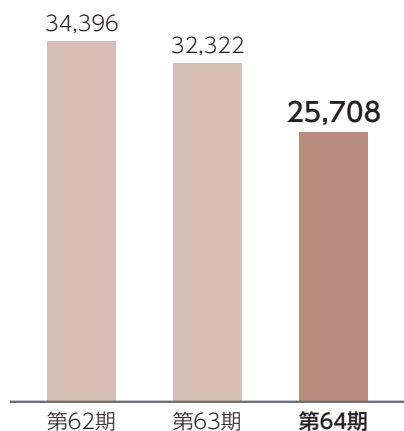
■ 営業収益 (百万円)



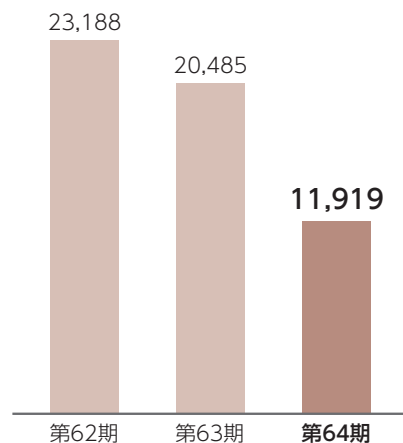
■ 営業利益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



主な増減要因

① 営業収益及び営業総利益

営業収益は前期比52,976百万円（11.2%）増加し、524,142百万円となりました。これは、主に連結子会社の株式会社ゆめマート熊本にて、株式会社西友が九州地域において展開する食品スーパー事業を承継したこと等によるものです。

営業総利益は、207,602百万円（前期比12,238百万円増）となりました。営業収益対比では39.6%となり前期に比べて1.9ポイント低下しました。

② 販売費及び一般管理費並びに営業利益

販売費及び一般管理費については、主に当該事業承継に伴う人件費及びその他販売費の増加等により、前期比18,238百万円（11.1%）増加の182,177百万円となりました。営業収益対比では34.8%となり前期に比べて横ばいでした。

これらの結果、営業利益は前期比6,000百万円（19.1%）減少の25,425百万円となり、営業収益対比は4.9%と前期に比べて1.8ポイント低下しました。

③ 営業外損益及び経常利益

営業外収益は、前期比79百万円（5.9%）減少の1,272百万円となりました。一方、営業外費用は、シンジケートローンの組成に伴う支払利息の増加等により、前期比533百万円（117.3%）増加の989百万円となりました。

これらの結果、経常利益は前期比6,613百万円（20.5%）減少の25,708百万円となりました。営業収益対比は4.9%と前期に比べて2.0ポイント低下しました。

④ 特別損益、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は、政策保有株式の売却による投資有価証券売却益2,343百万円等を計上し3,028百万円となりました（前期比1,608百万円の増加）。一方、特別損失は、減損損失7,755百万円等を計上し8,238百万円となりました（前期比3,983百万円の増加）。

法人税等は7,745百万円となりました（前期比1,111百万円の減少）。

非支配株主に帰属する当期純利益は、連結子会社における投資有価証券売却益の計上等により834百万円となりました（前期比689百万円の増加）。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比8,566百万円（41.8%）減少の11,919百万円となりました。営業収益対比は2.3%と前期に比べて2.0ポイント低下しました。

各セグメントの業績

① 小売事業

主力の小売事業においては、2024年2月15日に発生したランサムウェア感染によるシステム障害の影響により、複数の不具合が生じました。商品供給面では、発注システムに支障をきたし、一部商品の提供が困難になる不具合が生じました。販促・サービス面では、各店舗の折込みチラシ、「ゆめアプリ」のアプリクーポン、ECサイト「ゆめオンライン」及びネットスーパー「ゆめデリバリー」などのサービスが一時休止となりました。これらへの対応を迅速に進め、5月1日にはシステムが復旧し、一部を除きサービスを正常化させました。以降は、ランサムウェア感染被害の影響により減少した客数の回復を図るべく、対応を進めました。

商品面では、発注システムの不具合による品揃えへの影響に対し、お客さまのご不便を最小化すべく商品供給体制の確保に尽力するとともに、システムの復旧に努めました。5月1日には安定供給の体制を整え、以降は高まる消費二極化への対応力強化を図りました。

また、昨年2月に加盟したニチリウグループ（大阪市福島区）との商品調達面での取り組みを進めています。直営ライフスタイル部門では、価格競争力のある付加価値商品等の導入を進めており、来期以降も拡大していく計画です。9月には、同グループのプライベートブランドである「くらしモア」を株式会社ゆめマート熊本に導入しました。これらにより、インフレの長期化により高まる低価格ニーズへの対応力を一層高めてまいります。

店舗面では、4月に「ゆめマート新大村（長崎県大村市）」を開業しました。当店舗は、生活雑貨「無印良品」、カフェ「スターバックスコーヒー」、分譲マンション等で構成された複合施設「SAKURA MIRAI SHIN OMURA（サクラミライ新大村）」内に位置しており、日々の暮らしを支え、地域とのつながりを大切にする交流拠点として“毎日通う楽しみ”を提供します。また、当社は近隣型ショッピングセンター「ゆめモール」の出店を進めており、5月には「ゆめモール合志（熊本県合志市）」を、9月には「ゆめタウン五日市（広島市佐伯区）」を建て替え、「ゆめモール五日市（同上）」を開業しました。ゆめモールは、食品スーパー「ゆめマート」を中心に、アパレル、飲食店など多彩な専門店を一か所に集約したオープンモール型の商業施設です。「通う場所」「出会う場所」「憩う場所」をキーワードに、地域の生活拠点として、環境にやさしく、便利で快適、健康な暮らしを提供する地域密着型モールを目指しています。

さらに、既存店では大規模リニューアルを実施しました。3月に「ゆめタウン平島（岡山市東区）」に「サンドラッグ」、4月には「ゆめタウン学園店（広島県東広島市）」に「無印良品」をテナントとして導入するなど、中型GMS店舗への有力テナントを導入することで集客力向上を図りました。大型GMS店舗では、10月に「ゆめタウン高松（香川県高松市）」、11月に「ゆめタウン博多（福岡市東区）」において、「食」、「ビューティ・ドラッグ」の売場強化等による店舗付加価値向上を図りました。「食」については、直営食品売場を拡大し、地域のお客さまのニーズに合わせた品揃えを実現するとともに、新たな食物販テナントの導入により、食のゾーン全体での強化を行いました。「ビューティ・ドラッグ」については、美容・健康関連の売場を集約するとともに、新しいお客さまの取り込

みに向けた売場・品揃え構築を図りました。

これらの取り組みに対して、販売動向は以下のとおりです。

春先には、3～4月は、発注システムの支障などから商品の品揃えの不具合、折込みチラシ及びアプリクーポンなどの各種サービス休止により営業活動が制限されました。これらにより、直営の食品・ライフスタイル売場では、客数が減少したことを主要因として販売が落ち込みましたが、システムが復旧し営業活動が正常化した5月には、客数の回復とともに販売状況も好転しました。一方、テナントでは、当該被害の影響は限定的であり、飲食・サービスを中心に堅調に推移しました。

夏場に入り、客数の回復並びにインフレの長期化により高まる低価格ニーズへの対応強化を念頭に、6月から食料品や日用品60品目を対象に従来価格から最大3割程度値下げした「全力応援値下げ」を開始しました。一方で、自社製造ブランド「zehi」や、社内審査で厳選した「これ旨」などの高付加価値商品の販売推進により、二極化する消費への対応を推し進めたこと等により客数の回復が一段と進みました。

秋口以降、気温低下が遅れたことにより残暑が長引いたことから、直営ライフスタイル売場では衣料品が伸び悩みました。直営食品売場では、低価格を中心に消費二極化への施策を進めた結果、客数の増加とともに販売も好調に推移しました。テナントでは、直営同様に衣料品が苦戦した一方で、飲食・アミューズメントなど、食関連や時間消費カテゴリーが大きく伸長しました。

冬場には、気温が低下するにつれ、直営ライフスタイル売場では肌着や婦人衣料が好調に推移したほか、医薬品も大きく伸長しました。直営食品売場では、加工食品の継続的な値上がりに加え、生鮮食品価格の高騰も加わり、既存店客数が前年を下回るなど、お客さまの節約意識の一層の高まりが見られました。一方で、客単価の上昇が寄与し、既存店売上高は前年を上回りました。

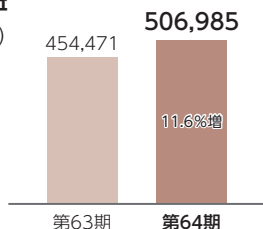
これらの結果、当期における当社の既存店売上高（テナント専門店を含む）は前年同期比で0.7%増（「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）」等を適用前の数値）、同様にテナント専門店を除く直営ベースでは0.8%減（同）となりました。

コスト面では、当該システム障害の発生を契機とし、「創造的復興」をテーマとして全社的に業務プロセスを見直し、より高い生産性を追求する体制の整備を進めています。また、電力料金などの高騰に備え費用低減を図るべく、全社的に

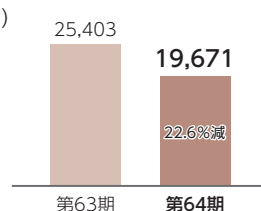
り組みとして電力使用量の削減を図る一方で、新規出店、既存店のリニューアル、M&Aへの成長投資を積極的に推進してきました。

これらの結果、営業収益は506,985百万円（前期比11.6%増）、営業利益は19,671百万円（前期比22.6%減）となりました。

営業収益
(百万円)



営業利益
(百万円)



②小売周辺事業

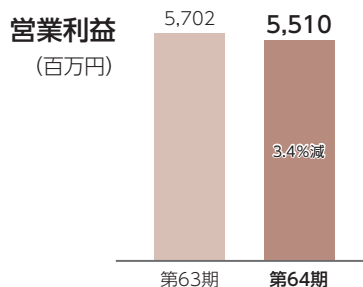
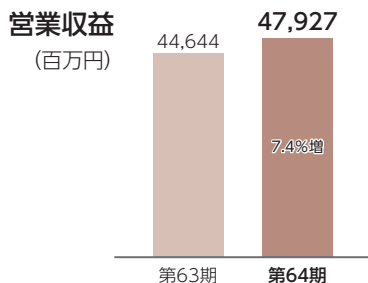
小売周辺事業では、ランサムウェア感染によるシステム障害の影響により、金融事業や施設管理事業を中心に大きな影響を受けましたが、復旧の進行に伴い増収に転じました。

金融事業の株式会社ゆめカードにおいては、当該システム障害の影響により小売事業の販売が落ち込んだことや、電子マネー「ゆめか」の決済比率が低下したことによる手数料収入が減少したことなどで減収となりました。なお、「ゆめか」の累計発行枚数は前期末における1,023万枚から当期末では1,067万枚となりました。

施設管理事業の株式会社イズミテクノにおいては、当該システム障害の影響により、グループ各社のリニューアル工事の着工遅れ等が発生していたものの、下期以降、大きく回復し増収増益となりました。

飲食事業のイズミ・フード・サービス株式会社においては、社会・経済活動の正常化が一段と進展し、営業収益はコロナ前の2019年度を上回った前年度よりさらに増加しました。主力業態のミスタードーナツ及びサーティワンアイスクリーム等での販売が引き続き伸長したことにより、増益となりました。

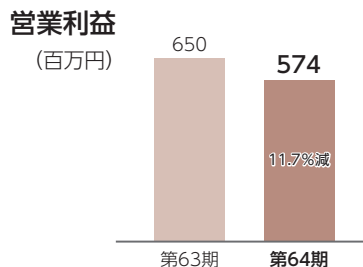
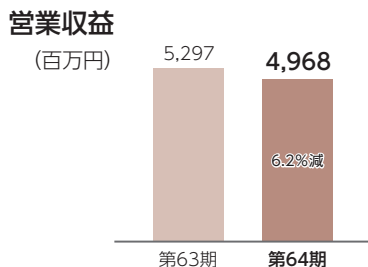
これらの結果、営業収益は47,927百万円（前期比7.4%増）、営業利益は5,510百万円（前期比3.4%減）となりました。



③ その他

卸売事業では、販売が低調に推移したことに加え、円安の影響等により売上原価が増加しました。また、不動産賃貸事業では安定的な賃料収入を計上しました。

これらの結果、営業収益は4,968百万円（前期比6.2%減）、営業利益は574百万円（前期比11.7%減）となりました。



(2) 対処すべき課題

当社グループは、お客様満足度の獲得と企業価値の向上のために、以下の経営施策を推進してまいります。

お客さま満足度No. 1を目指して

- 三世代の幅広いニーズを満たす品揃え及びテナントを導入するとともに、ご家族が共に過ごすための快適な空間を実現することで、さらに魅力ある商業施設を構築してまいります。
- 地域のお客さまにとって、品質、鮮度が高く安全・安心な商品を低価格でご提供する“いいものを安く”を各商品分野で実現させるべく、商品開発とともに原価低減、ロス削減を進めてまいります。

- 店舗を起点とした風通しの良い組織で、従業員の自律的な行動や能力開発をサポートし、明確な目標に対する成果を評価する体制を構築することで、さらに働き甲斐のある職場を実現してまいります。

持続的成長のために

- 2030年までの目標「you me MIRAI 宣言」として数値目標を策定するとともに、取り組み項目として下記5項目を掲げています。

CO₂排出量 : 50%削減 (2013年度比)

プラスチック包装 : 80%削減 (2018年度比)

食品ロス・リサイクル : 50%削減 (2018年度比)、食品リサイクル率70%

取り組み項目

- ・地域から頼りにされる拠点づくり
- ・気候変動を和らげるために
- ・人と地球にやさしい商品を
- ・みんなが住みやすい街づくり
- ・働きがいのある職場づくり

- 広域型ショッピングセンター「ゆめタウン」、近隣型ショッピングセンター「ゆめモール」及び食品スーパーマーケット「ゆめmart」の今後の積極出店を展望し、キャッシュ・フロー創出能力の向上を目指し体質強化を図るとともに、既存店への活性化投資並びにスクラップ&ビルドを継続的に行うことで店舗の若返りを図り、地域シェアの拡大による企業成長に繋がってまいります。
- M&A戦略の積極展開による地域ドミナント基盤をより強固にし、商品調達面などにおける競争優位を実現するとともに、地域経済の発展並びに雇用の維持・拡大に貢献してまいります。
- 店舗作業の効率化と人員多能工化により人時生産性を抜本的に改善させていく活動に取り組み、その成果を全店に展開することで生産性を高めてまいります。また、業務のデジタル化を推し進めることで省力化を図り、従業員の労働環境の整備を図るとともに、生み出された余剰時間をサービス向上へ転換しお客さまの満足に繋がってまいります。
- 中長期的な企業価値の向上に努めるべく、株主さま・投資家さまとの対話

を通じたコーポレートガバナンスの充実を図ってまいります。

- これらのことから、創出するキャッシュ・フローを成長投資及び株主還元
に振り向け、有効に活用してまいります。高水準の資本効率の維持と更なる
向上とともに最適資本構成の実現を通じて、企業価値及び株主価値の増
加に努めてまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は14,976百万円であり、主に店舗新設に係る投資、既存店舗の活性化及びDX投資等によるものです。なお、これらの資金は借入金及び自己資金をもって充当しました。

当社は、吸収分割による事業承継を目的として、シンジケートローン78,500百万円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

株式会社サンライフの株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

非連結子会社であった株式会社熱建は清算終了しています。

(5) 吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社である株式会社ゆめマート熊本は、株式会社西友より、九州地域における食品スーパー事業について、会社分割（吸収分割）により承継いたしました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第61期 2022年2月期	第62期 2023年2月期	第63期 2024年2月期	第64期 (当期) 2025年2月期
営業収益(百万円)	676,800	460,140	471,166	524,142
売上高(百万円)	643,280	406,857	415,633	467,345
営業利益(百万円)	34,717	33,644	31,425	25,425
経常利益(百万円)	34,696	34,396	32,322	25,708
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	23,204	23,188	20,485	11,919
1株当たり当期純利益(円)	324.45	324.36	286.47	166.60
総資産(百万円)	468,798	478,541	489,509	569,611
純資産(百万円)	262,433	278,104	294,233	299,218

- (注) 1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計です。
 2. 第62期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第62期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社16社及び持分法適用会社3社で構成され、小売事業、小売周辺事業及びその他の事業を展開していますが、各事業の内容は以下のとおりです。

① 小売事業

ショッピングセンター、ゼネラル・マーチャンダイジング・ストア (GMS)、スーパーマーケット等の業態による衣料品、住居関連品、食料品等の販売を主体としています。

② 小売周辺事業

クレジット取扱業務、店舗施設管理業務、外食等の小売事業を補完する業務を主体としています。

③ その他

卸売業、不動産賃貸業等です。

(8) 主要な営業所

当社	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	31店舗
		岡山県	8
		山口県	14
		島根県	7
		福岡県	20
		佐賀県	3
		大分県	3
		長崎県	3
		熊本県	10
		香川県	3
		徳島県	1
		兵庫県	2
		その他	2
合 計	107		
(株)ゆめマート熊本	本社	熊本市東区上南部二丁目2番2号	
	地域別店舗数	福岡県	64店舗
		熊本県	26
		長崎県	2
		大分県	1
合 計	93		
(株)ゆめマート北九州	本社	北九州市八幡西区中須一丁目1番7号	
	地域別店舗数	福岡県	21店舗
		大分県	2
		山口県	7
合 計	30		
(株)ユアーズ	本社	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
	地域別店舗数	広島県	24店舗
		岡山県	1
合 計	25		
(株)デイリーマート	本社	徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1	
	地域別店舗数	徳島県	6店舗
(株)サンライフ	本社	大分県大分市大字田尻443番地の1	
	地域別店舗数	大分県	4店舗

(9) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
小売事業	4,265 名	+514 名
小売周辺事業	653	+24
その他	20	-
合計	4,938	+538

(注) このほか、パートタイマーは12,496名（1名1日8時間換算）です。

(10) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(株) ゆめカード	480 百万円	100.0 %	金融業
(株) イズミテクノ	30	100.0 (14.0)	店舗施設管理業、建設業
イズミ・フード・サービス(株)	100	100.0	飲食業
(株) ゆめマート熊本	257	100.0	小売業
(株) ゆめマート北九州	100	100.0	小売業
(株) ユアーズ	50	59.5	小売業

(注) 議決権比率の（内書）は、間接所有割合です。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株) 広島住友銀行	28,038 百万円
(株) 三井住友銀行	22,500
(株) 日本政策投資銀行	22,356
三井住友信託銀行(株)	10,537
(株) みずほ銀行	8,244

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 195,243,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 71,665,200株 (自己株式111,165株を含む。)
 (3) 株主数…………… 17,098名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山西ワールド(株)	19,935 千株	27.9 %
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	5,249	7.3
第一不動産(株)	4,208	5.9
(株)日本カストディ銀行(信託口)	3,147	4.4
(株)広島銀行	2,362	3.3
日本生命保険(相)	2,093	2.9
山西 泰明	1,971	2.8
イズミ広島共栄会	1,896	2.7
CEP LUX-ORBIS SICAV	1,637	2.3
第一生命保険(株)	1,624	2.3

(注) 持株比率は、自己株式(111,165株)を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	19 千株	5 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 上記のほか、当社執行役員18名に対し、16千株を交付しています。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、消却及び保有

① 自己株式の取得

- ・ 単元未満株式の買取等による取得
 普通株式 418株

取得価額の総額 1百万円

- ② 当事業年度末の保有株式
普通株式 111,165株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	当社の担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山西泰明	
取締役副社長	三家本達也	
取締役副社長	町田繁樹	
取締役	黒本寛	開発本部長
取締役	山西大輔	経営企画本部長
取締役	西川正洋	西川ゴム工業(株)取締役会長 (株)ウツミ屋社外監査役
取締役	矢野泉	広島修道大学学長・商学部教授 学校法人修道学園理事 広島信用金庫理事
取締役	青山直美	(有)スタイルビズ 代表取締役 アスクール(株)社外取締役
常勤監査役	久永英明	
監査役	堀川智子	中国木材(株)取締役会長 公認会計士
監査役	岡田弘隆	税理士

- (注) 1. 取締役 西川正洋、矢野泉及び青山直美の各氏は、社外取締役です。
2. 監査役 堀川智子及び岡田弘隆の両氏は、社外監査役です。

- (注) 3. 当期中における役員の異動は次のとおりです。
- 就任 2024年5月29日開催の第63回定時株主総会において、矢野泉氏は、新たに取締役に選任され同日就任しました。
- 退任 2024年5月29日開催の第63回定時株主総会の休会の時をもって、取締役米田邦彦氏は辞任により退任しました。
4. 監査役 岡田弘隆氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査役 堀川智子氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
6. 期末日後における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりです。
(2025年4月1日付)
- 代表取締役 山西泰明 会長
 代表取締役 町田繁樹 社長
 取締役 山西大輔 副社長
7. 当社では、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。取締役を除く執行役員は2025年2月28日現在で19名であり、その地位及び担当は次のとおりです。

会社における地位	氏 名	当社の担当
専務執行役員	田原英樹	管理本部長
常務執行役員	青木孝幸	テナント本部長兼開発本部副本部長
上席執行役員	溝口晋	グループ経営本部長
上席執行役員	河崎智広	SM本部長
上席執行役員	阿部睦夫	(株)ゆめマート北九州代表取締役社長
執行役員	岡本圭史	DX本部長
執行役員	沼本真輔	マーケティング本部長
執行役員	山野正道	食品本部長
執行役員	小林篤志	GMS本部長
執行役員	松重健	ライフスタイル本部長
執行役員	柳井忠利	デリカ本部長
執行役員	田部学	営業推進本部長
執行役員	三浦健司	テナント本部副本部長
執行役員	平公成	経営企画部長
執行役員	大久保康三	投資推進事業部長
執行役員	宮次太功	人事部長
執行役員	梶原雄一朗	ゆめタウン高松支配人

会社における地位	氏名	当社の担当
執行役員	廣瀬伸作	イズミ・フード・サービス(株) 代表取締役社長
執行役員	寺本智広	(株)ゆめマート熊本代表取締役社長

※期末日後における執行役員の地位及び担当の異動は次のとおりです。
(2025年3月31日付)

【退任】

梶原雄一朗 ゆめタウン広島支配人
沼本真輔 ゆめタウン佐賀支配人
松重 健 ゆめタウン高松支配人

(2025年4月1日付)

【異動】

上席執行役員 山野正道 食品本部長兼PBプロジェクトリーダー
上席執行役員 小林篤志 経営企画本部長
執行役員 岡本圭史 情報システム本部長
執行役員 田部 学 GMS本部長
執行役員 三浦健司 テナント本部長
(新任) 執行役員 片山 心 営業企画本部長
(新任) 執行役員 梅田秀樹 ライフスタイル本部長
(新任) 執行役員 治郎丸明子 総務部長
(新任) 執行役員 戸町奈緒子 能力開発部長
(新任) 執行役員 河内山英雄 (株)ゆめマート熊本 取締役サニー事業本部長 兼
(株)イズミ サニー事業担当部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社及び当社グループの取締役(社外取締役を含む)、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、全ての保険料を当社及びグループ会社が負担しています。なお、契約は1年毎に契約更新しています。

これにより、対象となる被保険者が職務の執行に関して損害賠償責任を負った

場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があり、補填する額について限度額を設けています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法については、2021年2月9日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議し、その決定方針に基づき各取締役の職務の内容に応じた年間評価等を勘案したうえで報酬等の額を指名・報酬委員会において審議しています。

イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（決算賞与等）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

ロ) 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の財務状況等を総合的に勘案して決定するものとします。

ハ) 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

・業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益等の目標値に対する達成度合い及び個人評価に応じて算出された額を決算賞与等として、当該事業年度終了後の一定の時期等に支給します。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適

宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえて見直しを行うものとし、

・非金銭報酬（株式報酬）

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする譲渡制限付株式を用いた株式報酬とし、毎年、一定の時期に付与します。付与する株式の個数は、各取締役の固定報酬の額に役位別の係数を乗じた株式報酬基準額に対して、会社の業績目標に対する達成度係数（0.90～1.10）を乗じた金額を付与時における株価で除して算出した数を踏まえて決定します。なお、非金銭報酬の譲渡制限付株式報酬の総額は、上記取締役報酬限度額の枠内で、年額100百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。

二) **基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定に関する方針**

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業及び地元企業の実態を参考にしながら、指名・報酬委員会において審議を行います。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬割合を決定することとします。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝60：25：15とします（KPIを100%達成の場合）。

ホ) **当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し決定しています。当該指名・報酬委員会の答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬限度額は2018年5月25日開催の第57回定時株主総会の決議により500百万円（うち社外取締役分は30百万円、なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と定めています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、2021年5月26日開催の第60回定時株主総会において、上記取締役報酬限度額の枠内で非金銭報酬（株式報酬）として取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することの承認・決議、また、役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給をすることが、承認・決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

監査役報酬限度額は2021年5月26日開催の第60回定時株主総会の決議により50百万円と定めています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議を行い、当該委員会の答申を受けた取締役会にて審議し決定しており、取締役会から委任を受けて当該事項を決定した取締役その他の第三者はおりません。

なお、指名・報酬委員会は、2名の社内取締役と3名の社外取締役の計5名で構成され、委員長は代表取締役社長が務めています。当委員会は、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた決算賞与の評価配分及び取締役個人別の割当株式数を決議し、その結果を取締役に答申し、取締役会は当委員会による答申を慎重に審議したうえで、各取締役の報酬等の額を決定しています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	339 (25)	277 (25)	0 (-)	61 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	25 (10)	25 (10)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれていません。
2. 上記報酬等の額のほか、社外取締役及び社外監査役が当社の子会社から受けた役員報酬はありません。
3. 上記報酬等の額のほか、2024年5月29日開催の第63回定時株主総会の決議による退任取締役1名(社外取締役)に対して役員退職慰労金6百万円を支給しています。なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額が含まれています。
4. 業績連動報酬に関する業績指標等の内容、当該業績指標を選択した理由及び算定方法等は、「(八) 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりです。なお、業績指標に関する実績については、当事業年度の経常利益予算に対して未達成でした。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役 西川正洋氏は、西川ゴム工業(株)の取締役会長であります。当社と西川ゴム工業(株)との間に取引関係はございません。また、同氏は(株)ウツミ屋の社外監査役であります。当社と(株)ウツミ屋との間に取引関係はございません。

取締役 矢野泉氏は、広島修道大学の学長及び商学部教授であります。当社と広島修道大学との間に取引関係はございません。また、同氏は学校法人修道学園の理事であります。当社と学校法人修道学園との間に取引関係はございません。さらに、同氏は広島信用金庫の理事であり、当社と広島信用金庫との間に商取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。

取締役 青山直美氏は、(有)スタイルビズの代表取締役であります。当社と(有)スタイルビズとの間に取引関係はございません。また、同氏はアスクル(株)の社外取締役であり、当社とアスクル(株)との間に商取引関係がありますが、その取引額は連結売上高の1.0%未満です。

監査役 堀川智子氏は、中国木材(株)の取締役会長であります。当社と中国

木材(株)との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

〈社外取締役〉

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西 川 正 洋	<p>当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、当社とは業種の異なる製造業の分野において、同氏がこれまでに培ってきた企業経営者としての豊富な知見及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。</p>
取 締 役	矢 野 泉	<p>当事業年度において、2024年5月29日の就任以降に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、大学の学長としての組織運営及び食の流通に関する豊富な知見及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。</p>
取 締 役	青 山 直 美	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、企業経営の中でもサステナビリティや人材育成に係る女性活躍のための施策に関する豊富な知見及び経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員として、役員人事案、役員評価案及び役員報酬額等の審議において、同氏の経験や知見に基づき、具体的な意見・提言を行っております。</p>

〈社外監査役〉

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	堀 川 智 子	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち10回に出席し、必要に応じ主に企業経営者としての幅広い視野と経験に加えて、企業会計の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。</p> <p>また、監査役会19回のうち13回に出席し、常勤監査役及び内部監査部門からの監査報告、代表取締役・社外取締役・会計監査人との懇談による経営に係る意見交換、グループ会社の監査等の活動を行っております。</p>
監 査 役	岡 田 弘 隆	<p>当事業年度開催の取締役会17回のすべてに出席し、必要に応じ、税務の専門家としての見識と経験に基づいて発言を適宜行っております。</p> <p>また、監査役会19回のすべてに出席し、常勤監査役及び内部監査部門からの監査報告、代表取締役・社外取締役・会計監査人との懇談による経営に係る意見交換、グループ会社の監査等の活動を行っております。</p>

(注) 取締役 西川正洋氏、取締役 矢野泉氏、取締役 青山直美氏、監査役 堀川智子氏及び監査役岡田弘隆氏の5名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 59百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 89百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
3. 上記②の他、前連結会計年度の監査に係る追加報酬の額が27百万円あります。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 企業グループとしての社会的責任を適正に遂行し社会の公器として誠実な企業であり続けるため、コンプライアンス（法令遵守）の徹底を経営の重要課題と位置付け実効性のあるコンプライアンス体制を推進し社会からの信頼を確立する。
- ii) 企業グループ全体の取締役及び使用人のコンプライアンスを推進するために、経営管理部を設置する。
- iii) 取締役及び使用人は、事業活動における法令遵守を徹底するために「イズミグループ行動憲章」を掲げ、行動規範として職務を執行する。
- iv) 経営管理部内部監査課は、定期的を実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款等に適合しているか検証する。
- v) 使用人が法令及び定款に違反する行為等を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。
- vi) 経営管理部は、コンプライアンスに係る状況について定期的に取り締り委員会及び監査役に報告する。
- vii) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。
- viii) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報・文書については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の整備を行う。
- ii) 取締役の職務の執行に係る電磁的記録を含む情報等については、必要に応じて事後的に閲覧が可能な体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクとは事業活動に潜在する不確実な事象であることを認識し、その特定、評価、是正措置に対する方針を速やかに決定し、取締役会においてそのリスクマネジメントができる体制を構築する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 取締役は、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ii) 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議案の審議に関する十分な資料が全役員に配布されるものとする。

⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- i) グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社社長とグループ会社社長との間において3か月に1回の報告を義務づける。また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で毎月1回の経営課題に係る対応策を協議することを義務づける。
- ii) 当社のグループ会社に対するリスク管理については、月1回開催される当社のグループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において、グループ会社が抱えるリスクの報告を受けた上で、その対応策を審議する。
- iii) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社に係る連結ベースの年度経営計画の策定等、当社グループ全体の経営を適正に管理監督する。
- iv) グループ会社コンプライアンス・リスク管理委員会において審議・決定した法令遵守及びリスク管理については、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理委員が各社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- v) 当社の経営管理部内部監査課は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- vi) グループ会社において重大な法令違反または社会的信用を失墜するようなリスクが発生した場合、直ちに当社経営管理部に報告する体制を整備する。

- ⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- i) 監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、補助すべき使用人は監査役の指揮命令に服するものとする。
 - ii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の選任については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
 - iii) 監査役室に所属する補助すべき使用人の業務執行に対しては、不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害しないように留意する。
- ⑦ **当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制及び当社監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- i) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - ii) 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役への報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ **当社監査役の職務の執行について生ずる費用の支払に係る方針及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- i) 当社は、監査役が監査を実施するために要する弁護士等の社外の専門家に対しての相談・鑑定・調査等その他の事務委託費用を負担する。
 - ii) 当社グループの代表取締役及びその他の取締役は、監査役と平素から相互の意思疎通を図るほか、監査役監査の重要性と有用性を認識し理解を深め、監査役の要求があれば積極的に協力する。
 - iii) 監査役は、経営管理部内部監査課及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図り、連携して監査を遂行する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりです。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

「社員が誇りと喜びを感じ、地域とお客さまの生活に貢献し続ける」の経営理念のもと事業活動における法令遵守を徹底するため「イズミグループ行動憲章」を掲げ私たち一人ひとりが「人としてやってはいけないこと」を判断できる誠実な人を目指し、各会議体での説明や各階層別の研修での教育を通じてコンプライアンスの定着・徹底を図っております。また当社の各部署及びグループ各社から委員を選任したコンプライアンス・リスク管理委員会を月1回開催し、全社的コンプライアンス意識向上のための教育並びに当社の各部署及びグループ各社における各リスクに対するモニタリング報告を実施し、全社的な情報共有を図るとともに対応策を協議しております。

また、グループ各社におけるコンプライアンス違反等については、適宜、当社経営管理部に報告されるとともに、改善策等も指導しております。

(職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役（社外取締役を除く。）で構成する経営会議及び取締役（社外取締役を除く。）と執行役員で構成する本部長会議を原則毎週開催し、業務執行について機動的な意思決定を行っております。

取締役会は取締役8名（うち社外取締役3名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会規則に基づき、各議案の審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、第64期の取締役会は、定時13回、臨時4回開催しました。

取締役の職務の執行に係る情報については、稟議決裁制度を採用し、店舗においては電子化し、迅速かつ効率的な管理体制を構築しております。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、各リスクに対する対応を進めるとともに、内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

また、昨年2月のサイバー攻撃により、システム障害が発生したことを受けて、

サイバーセキュリティの強化のため当社グループ全体のセキュリティとIT戦略を一元管理するとともに、迅速な意思決定と施策を行う為、CISO（情報セキュリティ責任者）を設置しました。さらに、高度化するサイバー攻撃への対応や情報セキュリティのリスクを網羅的に把握し評価するため、セキュリティ情報の収集と分析、企画を担う情報セキュリティ担当を設置しました。この体制の下、セキュリティの多層防御と監視体制の構築等の対応を行っております。

(当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況)

当社グループにおいては、3か月に1回の当社社長とグループ会社社長による会議を開催し、業務執行の状況及び経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

また、当社グループ経営本部長とグループ会社社長との間で、毎月1回の経営課題に係る対応策の会議を開催し、業務執行等について協議しております。

さらに、四半期ごとにグループ会社の事業活動の状況を当社の取締役会で報告しております。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況)

監査役及び社外監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役との懇談、会計監査人との定期的な意見交換及び内部監査課との情報交換等を行うことにより、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図りつつ、安定的に配当を継続していくことを重視しています。また、内部留保金につきましては、有利子負債削減などの財務体質の強化を図りながら、成長分野への戦略投資に充当してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2025年2月28日)	前連結会計年度 (2024年2月29日)
(資産の部)		
流動資産	(119,851)	(104,153)
現金及び預金	15,717	11,997
受取手形、売掛金及び契約資産	59,259	52,002
商品及び製品	29,231	25,496
仕掛品	72	101
原材料及び貯蔵品	771	663
その他	15,384	14,422
貸倒引当金	△586	△531
固定資産	(449,760)	(385,356)
有形固定資産	(344,469)	(334,444)
建物及び構築物	149,989	152,953
機械装置及び運搬具	4,068	3,724
土地	179,274	167,901
リース資産	11	12
建設仮勘定	2,125	1,933
その他	9,001	7,920
無形固定資産	(65,245)	(10,939)
のれん	55,722	843
その他	9,522	10,096
投資その他の資産	(40,045)	(39,972)
投資有価証券	4,667	10,540
長期貸付金	59	79
繰延税金資産	15,712	11,775
敷金及び保証金	16,782	15,056
その他	2,992	3,088
貸倒引当金	△168	△568
資産合計	569,611	489,509

区 分	(ご参考)	
	当連結会計年度 (2025年2月28日)	前連結会計年度 (2024年2月29日)
(負債の部)		
流動負債	(126,950)	(116,074)
支払手形及び買掛金	29,024	24,140
短期借入金	24,500	26,700
1年内返済予定の長期借入金	18,711	15,573
未払金	13,141	13,109
未払法人税等	4,946	5,540
賞与引当金	2,389	2,325
役員賞与引当金	4	57
契約負債	7,398	7,190
建物取壊損失引当金	261	213
賃借契約損失引当金	32	32
システム障害対応費用引当金	—	1,001
その他	26,538	20,188
固定負債	(143,442)	(79,202)
長期借入金	96,232	35,444
リース債務	11	12
長期預り敷金保証金	22,021	21,850
役員退職慰勞引当金	53	81
利息返還損失引当金	274	255
建物取壊損失引当金	—	209
賃借契約損失引当金	325	358
退職給付に係る負債	10,361	9,267
繰延税金負債	612	1,209
資産除去債務	12,708	9,641
その他	840	871
負債合計	270,392	195,276
(純資産の部)		
株主資本	(283,180)	(277,594)
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,739	22,753
利益剰余金	241,299	235,852
自己株式	△473	△625
その他の包括利益累計額	(2,342)	(2,960)
その他有価証券評価差額金	1,935	2,380
退職給付に係る調整累計額	407	579
非支配株主持分	(13,696)	(13,678)
純資産合計	299,218	294,233
負債・純資産合計	569,611	489,509

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)		(ご参考) 前連結会計年度 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)	
	営業収益	524,142	471,166	
売上高	467,345	415,633		
売上原価	316,540	275,802		
営業総利益	150,804	139,831		
営業総収入	56,797	55,532		
営業総利益	207,602	195,363		
販売費及び一般管理費	182,177	163,938		
営業外利益	25,425	31,425		
受取利息及び配当金	174	214		
仕入割引	204	221		
債務勘定整理益	62	68		
持分法による投資利益	-	52		
持分法による投資収入	10	147		
その他	819	647		1,352
営業外費用				
支払利息	617	310		
シゲートローン手数料	161	-		
持分法による投資損失	20	-		
その他	189	144		455
経常利益	25,708	32,322		
特別利益				
固定資産売却益	2	1,157		
投資有価証券売却益	2,343	15		
補助収入	-	247		
保険金の収入	516	-		
その他	166	-		1,420
特別損失				
固定資産売却損	-	882		
固定資産除却損	177	228		
減損損失	7,755	1,408		
店舗閉鎖損	129	261		
システム障害対応費用	-	1,039		
建物取壊損失引当金繰入	150	422		
その他	23	9		4,254
税金等調整前当期純利益	20,499	29,488		
法人税、住民税及び事業税	9,435	10,426		
法人税等調整額	△1,689	△1,568		8,857
当期純利益	12,753	20,630		
非支配株主に帰属する当期純利益	834	144		
親会社株主に帰属する当期純利益	11,919	20,485		

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	(ご参考)	
	当事業年度 (2025年2月28日)	前事業年度 (2024年2月29日)
(資産の部)		
流動資産	(99,333)	(96,694)
現金及び預金	9,525	9,995
受取手形、売掛金及び契約資産	10,642	9,938
商品	23,343	22,435
原材料及び貯蔵品	298	399
前払費用	951	967
短期貸付金	43,235	35,548
預け金	669	745
その他の	10,681	16,680
貸倒引当金	△12	△16
固定資産	(401,353)	(329,753)
有形固定資産	(268,159)	(277,961)
建物	118,532	126,332
構築物	5,337	5,851
機械及び装置	2,930	2,850
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	5,270	5,337
土地	134,637	135,993
建設仮勘定	1,449	1,594
無形固定資産	(7,313)	(7,825)
借地権	4,325	4,273
ソフトウェア	1,860	2,524
その他	1,127	1,028
投資その他の資産	(125,881)	(43,966)
投資有価証券	3,566	3,108
関係会社株式	93,722	12,979
出資金	4	4
長期貸付金	59	79
長期前払費用	450	604
繰延税金資産	11,362	9,904
出店仮勘定	123	119
敷金及び保証金	14,553	15,522
その他	2,078	2,084
貸倒引当金	△40	△440
資産合計	500,687	426,448

区 分	(ご参考)	
	当事業年度 (2025年2月28日)	前事業年度 (2024年2月29日)
(負債の部)		
流動負債	(135,698)	(126,283)
買掛金	20,298	16,893
短期借入金	57,812	56,563
1年内返済予定の長期借入金	18,711	15,519
未払金	10,778	13,169
未払費用	1,991	1,757
未払法人税等	2,556	3,972
未払消費税等	4,440	240
前受金	1,408	1,410
預り金	7,858	6,567
賞与引当金	1,783	1,760
契約負債	7,303	7,087
役員賞与引当金	-	53
建物取壊損失引当金	261	213
借債契約損失引当金	32	32
システム障害対応費用引当金	-	732
その他	460	309
固定負債	(136,798)	(75,609)
長期借入金	96,232	35,444
長期預り敷金保証金	20,892	21,084
退職給付引当金	9,020	8,860
建物取壊損失引当金	-	209
借債契約損失引当金	325	358
資産除去債務	9,529	8,842
その他	798	809
負債合計	272,497	201,892
(純資産の部)		
株主資本	(226,293)	(222,978)
資本金	19,613	19,613
資本剰余金	22,282	22,282
資本準備金	22,282	22,282
利益剰余金	184,870	181,707
利益準備金	2,094	2,094
その他利益剰余金	182,776	179,613
固定資産圧縮積立金	925	981
別途積立金	49,736	49,736
繰越利益剰余金	132,114	128,895
自己株式	△473	△625
評価・換算差額等	(1,896)	(1,577)
その他有価証券評価差額金	1,896	1,577
純資産合計	228,189	224,555
負債・純資産合計	500,687	426,448

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

区 分	当事業年度 (2024年3月1日から 2025年2月28日まで)		(ご参考) 前事業年度 (2023年3月1日から 2024年2月29日まで)	
	営業収益	372,839		372,782
売上高	317,534		317,996	
売上原価	213,593		212,134	
営業総利益	103,941		105,861	
営業総収入	55,304		54,786	
営業総利益	159,245		160,648	
販売費及び一般管理費	137,978		136,445	
営業外利益	21,267		24,202	
営業外収益				
受取利息及び配当金	342		308	
仕入割引	204		221	
債務勘定整理益	62		67	
負担金の収入	—		147	
その他	528	1,137	385	1,131
営業外費用				
支払利息	756		385	
シンジケートローン手数料	161		—	
その他	67	984	42	428
経常利益	21,420		24,905	
特別利益				
固定資産売却益	—		1,062	
補助金収入	—		247	
保険金収入	282		—	
特別配当金	—		32	
関係会社整理益	162	444	—	1,342
特別損失				
固定資産売却損	—		881	
固定資産除却損	134		139	
減損損失	7,483		1,158	
店舗閉鎖損失	18		186	
システム障害対応費用	—		762	
建物取壊損失引当金繰入	—		422	
その他	20	7,656	—	3,551
税引前当期純利益	14,207		22,695	
法人税、住民税及び事業税	6,170		7,957	
法人税等調整額	△1,598	4,572	△1,383	6,574
当期純利益	9,635		16,121	

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月21日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 洋 介 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イズミの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イズミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する

責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年4月21日

株式会社イズミ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 横 澤 悟 志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 洋 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イズミの2024年3月1日から2025年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する

ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。特に、監査上の主要な検討事項に記載されたランサムウェア型サイバー攻撃によるシステム障害への対応については、会計監査人の監査の実施状況の報告を受けるとともに、必要な協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月21日

株式会社イズミ 監査役会

常勤監査役 久 永 英 明 ㊟

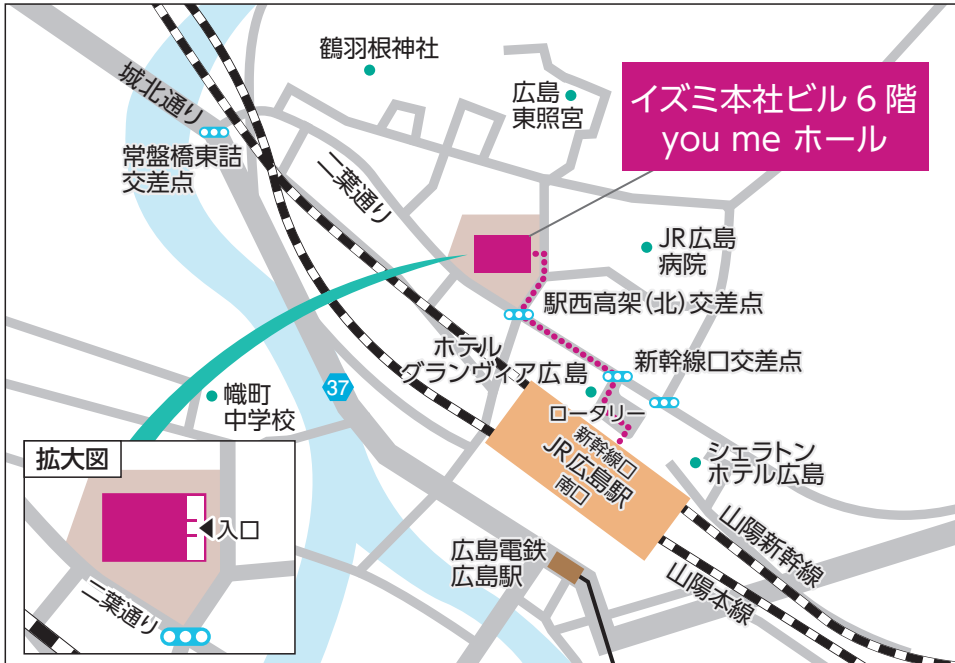
社外監査役 堀 川 智 子 ㊟

社外監査役 岡 田 弘 隆 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内

会場 広島市東区二葉の里三丁目3番1号
当社本社 6階 you meホール
電話 (082) 264-3211 (代表)



- 交通のご案内……広島駅新幹線口より徒歩10分。
- 当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。